

# 港湾環境整備負担金について

## 1 港湾環境整備負担金とは

港湾環境整備負担金は、港湾法第 43 条の 5 の定めにより、港湾管理者が実施する港湾の環境を整備し又は保全することを目的とする港湾工事の費用の一部を、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場において 1 万平方メートル以上の敷地面積により事業を行っている事業者負担を求むる制度です。

**〔港湾法第 43 条の 5、同法施行令第 15 条の 5 及び横浜市港湾環境整備負担金条例〕**

なお、港湾法第 43 条の 5 第 2 項に「港湾管理者は港湾負担金を負担させようとするときは、あらかじめ地方港湾審議会の意見を聴かなければならない」と定められています。

## 2 負担対象工事 負担対象工事は、臨港地区又は港湾区域内の事業場周辺地域の生活環境の悪化防止又は軽減に資する「緑地の建設・改良・維持に関する工事」、「公害防止対策 しゅんせつ工事」、「海面清掃工事」等で市長が指定する港湾工事です。

**〔横浜市港湾環境整備負担金条例第 4 条〕**

## 3 負担の基準

負担の基準については、港湾法施行令第 15 条の 5 及び横浜市港湾環境整備負担金条例で規定されており、具体的には次のとおりです。

- (1) 負担金の額 港湾工事に要する費用の 2 分の 1 以下に相当する額。横浜市では市民利用の度合いにより、2 分の 1 から 1 6 分の 1 までの 4 段階の割合（負担割合）を定めています。

**〔横浜市港湾環境整備負担金条例第 5 条〕**

### (2) 負担金の算定式

$$\text{負担対象工事費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{事業場面積の合計}}{\text{臨港地区（及び港湾区域）面積の合計}} = \underline{\text{各事業者の負担額}}$$